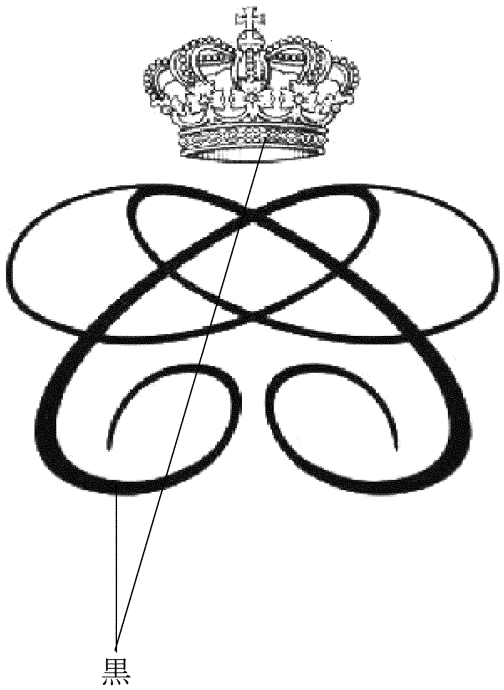
○経済産業省告示第五十四号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、モナコ公国の記章を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年三月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

一



二



○経済産業省告示第五十五号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、グルジアの紋章を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年三月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

一



二

